

環境委員会資料

令和5年2月8日

1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

(10) 議案第13号 川崎市公営企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

資料1：議案第13号 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基
準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2：川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例新旧対照表

上下水道局

議案第 13 号：川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公営企業職員の寒冷地手当を新設するため改正するもの

1 改正理由

19大都市水道局災害相互応援に関する覚書（令和2年3月締結）により被災時に相互に応援幹事都市として応援する関係にある札幌市と本市が、平時において職員を相互に派遣することにより、両市における水道業務や防災体制のみならず地理的条件や風土について理解を深めることで、相互の応援体制のさらなる充実や連携強化を図るとともに、水道施設の計画、建設、維持管理等の各々の現状、課題及び方策を学び、もって職員の資質を向上させ、今後の両市水道事業の基盤を充実強化させるため、令和5年度から札幌市水道局に本市上下水道局の公営企業職員を派遣することとなった。

公営企業職員の給与は、地方公営企業法第38条第3項で同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員等の給与を考慮して定めなければならないとされているところ、札幌市は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律において寒冷地手当の支給の対象となる地域（二級地）に当たるため、同法及び同法に準ずる川崎市職員の給与に関する条例と同様に、札幌市水道局に派遣する本市の公営企業職員に寒冷地手当を支給するため改正するもの

2 改正内容

- (1) 寒冷地手当を新設し、公営企業職員が寒冷地に在勤する場合に、支給することとするもの
 ※ 寒冷地手当とは、寒冷地に在勤する職員の冬期間における寒冷積雪による暖房用燃料費等生計費の増加分を補填する趣旨で支給する手当をいう。
- (2) (1)の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等には適用しないこととするもの

3 施行期日

令和5年4月1日から施行

《参考》

1 条例の趣旨

地方公務員の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第24条第5項により条例で定めることとされているが、公営企業職員については地方公営企業法により同項の規定の適用が除外されており、同法第38条第4項により給与の種類及び基準を条例で定めることとされている。

2 国家公務員の寒冷地手当の概要

- (1) 対象者 寒冷地に在勤する職員
 (2) 支給期間 毎年11月から翌年3月まで
 (3) 月額

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
一級地	26,380円	14,580円	10,340円
二級地	23,360円	13,060円	8,800円
三級地	22,540円	12,860円	8,600円
四級地	17,800円	10,200円	7,360円

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 川崎市公営企業職員のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、<u>任期付研究員業績手当及び寒冷地手当</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(任期付研究員業績手当)</p> <p>第11条の3 第1号任期付研究員又は任期付研究員条例第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して、任期付研究員業績手当を支給することができる。</p> <p><u>(寒冷地手当)</u></p> <p><u>第11条の4 寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第14条の5 第3条の2、第4条、<u>第4条の3及び第11条の4</u>の規定は、川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又</p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 川崎市公営企業職員のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当<u>及び任期付研究員業績手当</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(任期付研究員業績手当)</p> <p>第11条の3 第1号任期付研究員又は任期付研究員条例第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して、任期付研究員業績手当を支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第14条の5 第3条の2、第4条<u>及び第4条の3</u>の規定は、川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又は第13条第1項</p>

改正後	改正前
<p>は第13条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第14条の6 第3条の2、第4条、第4条の3、<u>第4条の5及び第11条の4</u>の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(略)</p>	<p>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第14条の6 第3条の2、第4条、第4条の3 <u>及び第4条の5</u>の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(略)</p>